

ひょうごブルーカーボン連絡会議 設置要綱

1 趣旨

この要綱は、「ひょうごブルーカーボン連絡会議」（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 目的

水質浄化及び物質循環の機能を有し、多様な生物の生息・生育する場やブルーカーボンとして重要である藻場等の保全・再生及び創出を図り、「豊かで美しいひょうごの里海」を実現することを目的とする。

3 検討事項

- (1) 藻場等の保全・再生及び創出に関すること。
- (2) 藻場等の CO₂ 吸収・固定量の算定やブルーカーボンのクレジット認証に関すること。
- (3) 環境保全活動に取り組む地域団体等の支援に関すること。
- (4) その他、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に関すること。

4 運営

- (1) 連絡会議の構成員は、次に掲げる者とし、別表のとおりとする。
 - ア 学識者
 - イ 地域団体の代表者
 - ウ 事業者
 - エ 研究機関の職員
 - オ 関係機関の職員
- (2) 連絡会議の開催に係る構成員の招集は、兵庫県環境部水大気課長（以下「水大気課長」という。）が行う。
- (3) 連絡会議の構成員は、事故その他やむを得ない理由により連絡会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (4) 連絡会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 水大気課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に連絡会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 連絡会議の事務局は、兵庫県環境部水大気課及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会に置く。

5 旅費・謝金

- (1) 構成員もしくは構成員の代理人（県・市町及び県行政と密接な関連のある公社等の職員である構成員を除く）が連絡会議に出席したときは、旅費を支給する。
- (2) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。
- (3) 学識者が連絡会議に出席したときは、謝金を支給することとし、その額は 12,500 円とする。

6 補則

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

7 附則

- (1) この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- (2) この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【別 表】

(ア) 学識者

神戸大学	特命教授	川井 浩史
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所	主任研究員	島袋 寛盛
徳島大学	客員教授	中西 敬

(イ) 地域団体

相生湾自然再生学習会議	代表	松村 晋策
特定非営利活動法人アマモ種子バンク	理事長	出口 一郎
江井ヶ島漁業協同組合	代表理事組合長	橋本 幹也
一般社団法人須磨里海の会	代表理事	吉田 裕之

(ウ) 事業者

兵庫県環境保全管理者協会	水質分科会 会長
--------------	----------

(エ) 研究機関

兵庫県	県立農林水産技術総合センター水産技術センター所長
兵庫県環境研究センター	兵庫県環境研究センター長

(オ) 関係機関

兵庫県漁業協同組合連合会	専務理事
環境省近畿地方環境事務所	環境対策課長
国土交通省近畿地方整備局	海洋環境・技術課長
沿岸関係市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、播磨町）	藻場保全・再生等担当課長
大阪湾広域臨海環境整備センター	環境課長
公益財団法人ひょうご環境創造協会	ひょうごカーボンニュートラルセンター副センター長
兵庫県	環境部次長 農林水産部水産漁港課長 土木部港湾課長

事務局

兵庫県	水大気課
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会	